

第5回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日(木) 午後2時00分から午後4時55分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	8	松下 富男	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席 7番 小倉 剛 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席11番 田村 正弘 委員
議席12番 田井中 勲 委員

8. 総会

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議事録署名委員の指名

4) 議事

- 議案第18号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
- 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第22号 事業計画変更承認申請審議について
- 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第24号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

5) 報告事項

- 農業委員会制度検討委員会報告事項
- 農業委員会活動方針作成委員会報告事項
- 意見書検討委員会報告事項
- 下限面積検討委員会報告事項
- 県女性農業者交流会報告事項
- 農地の集約化に向けた勉強会報告事項
- 事務局報告事項

6) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
主査	和田 崇裕

10. 会議の概要

事務局長 第5回甲賀市農業委員会総会を開会

事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・コロナ禍による社会活動・経済活動への影響
・2期目の農業委員会の活動

事務局長 北田会長、ありがとうございました。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席7番小倉剛委員の1名で、議席8番松下富男委員より遅参の届出があります。よって本総会の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席11番田村正弘委員と、議席12番田井中勲委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは最初に、**議案第18号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」**を議題といたします。
最初に、2条調書、整理番号4番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号、整理番号4番について、ご説明申し上げます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の白地農地であります。

申請理由について説明します。申請地は地目が田であります。昭和初期から耕作を放棄し、以後農地として利用することなく現在に至り、現況が山林となっているため、非農地としての証明を申請されました。

申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するあるため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 整理番号4番については、議席17番瀧井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番瀧井です。

2条調書、整理番号4番についての説明をさせていただきます。本申請は、当初、農地法第3条による申請で、10月2日に、この後ご審議いただく3条調書、整理番号10番の譲受人から案内され、富川推進委員と一緒に現地を確認、説明を受けました。

その後、11月2日、農地の復元と耕作が不可能であると判断され、改めて農地法第2条第1項の規定による申請書を持って来られました。以前、現地を確認、説明をいただいていることから、確認、承認しました。また、伴農業委員にも確認をお願いしております。

申請者は遠方に住まいしており、昭和の時代に耕作放棄地となって以来、耕作されておらず、竹林に覆われて山林と一体になっており、農地の現状もわからないほど荒廃している現場を確認しました。容易に農地としての復元も困難、また申請者を含めて、耕作する意思も人もないということで、改めて2条申請をされたということです。申請地は荒廃農地や山林、河川に囲まれており、周辺農地への影響も考えられないことから、非農地証明に相当すると判断いたしました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号11番富川推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号11番富川です。

瀧井委員と事務局から説明があったとおりでございます。当該農地はかなり山林化が進んでおり、耕作ができる農地に戻すのは困難であると判断いたしました。どうぞご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号4番については、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号5番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5番について、ご説明申しあげます。参考図は3ページ、4ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の白地農地であります。

申請理由について説明します。申請地は地目が田であります。平成5年頃から耕作を放棄し、以後農地として利用することなく現在に至り、現況が山林となっているため、非農地としての証明を申請されました。

申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 整理番号5番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

申請地は、平成6年に終わりました水田の区画整理の対象外となっているところで、用水のラインもありませんし、排水はもう天水で落としていくところでありまして、平成23年の獣害柵設置の時でも地域では、そこはすでに山林側である扱いとしているところであります。その土地に耕作のために行くには、人の土地を通らなくてはならないところで、容易に復元することが不可能な土地であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号24番岡本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号24番岡本です。

整理番号5番についての補足説明でございます。申請地は緩利農業委員の説明のとおり山林化しております。周辺農地にも特に影響もなく、集落が進める農地利用最適推進にも支障はないと思われまます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。

議 長 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号5番については、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号6番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号6番について、ご説明申しあげます。参考図は5ページ、6ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の白地農地であります。

申請理由について説明します。申請地は地目が畑であります。昭和27年の農地法施行以前から家屋に転用されているため、非農地としての証明を申請されました。

申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「その土地の所有者または使用者が何らかの転用の意思に基づいて、昭和27年10月20日以前に非農地としたもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 整理番号6番については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番西田です。

ただ今事務局から説明していただきましたとおりでございます。10月16日に中本推進委員と申請者の代理人との三者で現地確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、農地法制定以前から宅地として使用しておられ、やむを得ない案件であると判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号26番中本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号26番中本です。

整理番号6番について、補足説明いたします。申請地は西田農業委員の説明のとおりで、周辺農地に影響もなく、集落が進める農地利用最適化推進にも支障はございません。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 　【異議なしの声】

議 長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号6番については、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。

議 長 　続きまして、整理番号7番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　整理番号7番について、ご説明申しあげます。参考図は7ページ、8ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の白地農地であります。
申請理由について説明します。申請地は地目が畑ですが、昭和35年頃から耕作を放棄し、以後、農地として利用することはなく、現在に至り、現況が山林となっているため、非農地としての証明を申請されました。
申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 　整理番号7番については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号11番田村です。

2条調書、整理番号7番について説明をします。11月9日に森地推進委員と西田農業委員とで現地確認をし、説明を受けております。現地は傾斜地であり、近隣の農地も荒廃が進んで、60年ほど前から耕作を放棄されております。すでに竹が生い茂って山林化が進んでいること、農地に戻る可能性がないこと等から、証明相当であると判断をいたしております。地元の承認もできております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号29番森地推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号29番森地です。
整理番号7番について説明します。申請者から申請理由を聞きまして、自然林や竹等が茂っておりまして、耕作が到底できないところであります。田村農業委員と西田農業委員とで、問題ないと確認をさせていただきましたので、審議の程よろしくをお願いします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7番については、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。
議案第18号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、3条調書、整理番号10番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第19号、整理番号10番について、ご説明申しあげます。議案書は4ページ、参考図は9ページ、10ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農地です。
申請理由及び概要について説明します。譲渡人は、農業経営廃止のため、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で果樹を栽培されます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 整理番号10番については、議席17番瀧井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番瀧井です。

3条調書、整理番号10番について説明申しあげます。10月2日に私と富川推進委員とともに、譲受人の案内により現地を確認、説明を受けました。譲渡人は遠方に住まわれており、長年にわたり耕作放棄地になっており、草木や芝が生い茂った荒廃したような土地ではありますが、水利の便が悪いことから、果樹の作付けを考えておられました。隣接する農地も水利が悪いことから、杉が植林されており、周囲には耕作される農地もなく、県道水口甲南線に面しており、管理の面もよく、先日11月29日に現地を確認しましたときに、譲受人が草木等の刈り取りをされておられました。また、譲受人は64.2アールの経営をされ、重機を所有し、一部果樹の作付けもなされていることから、許可に相当すると判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願い申しあげます。以上です。

議 長 続いて、区域番号11番富川推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号11番富川です。

ご本人とお話させていただく中で、具体的な思いを語っていただき、とても意欲があると感じております。それと周辺に田畑はなく農地利用の最適化の推進には問題ないと判断いたしました。どうぞご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号10番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号10番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号11番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号11番について、ご説明申しあげます。参考図は11ページ、12ページとなります。申請地は農業振興地域内の農地であります。
- 申請理由及び概要について説明します。譲渡人は、農業経営規模縮小のため、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で梅を栽培されます。
- 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議長 整理番号11番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号3番田畑です。
- ただ今上程されました3条調書11番について、事務局より詳しく説明されましたとおりであります。私は担当委員として、説明と意見を申し述べたいと思います。本案件は、後ほど上程されます5条調書整理番号43番にリンクするものであります。
- 参考図の12ページをご覧いただきたいと思います。土山町青土字大西1008-3と1018との間に、1014-1があります。この農地は前月10日の総会時に3条申請され、承認を得られております。従いまして、今回の申請はこの一連を取得されるものであります。譲渡人は高齢であり、息子さんは病気のため農作業は困難な状況であり、またその息子さんも現在療養中で、農地を管理することができず、他45アールある農地も管理委託をされておられます。譲受人はこの不耕作を整備され、梅を栽培されます。地域の方々も、この農地が再生されることを歓迎され、地元の改良組合長も同意されておられます。排水につきましても何の支障もないと考えられます。先月も申しましたとおり、10月10日玉井推進委員と現地を確認し、話し合った結果、許可相当と判断をいたしました。どうかよろしくご審議を賜り、私の意見とさせていただきます。以上です。
- 議長 続いて、区域番号18番玉井推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号18番玉井です。
- 田畑農業委員から詳しく説明していただきましたことでもありますし、前回と同じ案件の土地でもありますので、特に補足することはございません。よろしくをお願いします。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号11番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号11番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第19号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、4条調書、整理番号16番については、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」、5条調書、整理番号40番と関連がございますので、一括審議といたします。なお、採決は個々に行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第20号、整理番号16番及び議案第21号、整理番号40について、関連性があるため、一括してご説明申しあげます。議案書は6ページ、8ページ、参考図16番は13ページ、14ページ、土地利用計画は15ページ、参考図40番は19ページ、20ページ、土地利用計画は21ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請者の息子夫婦との同居にあたり、申請地を農家住宅離れとするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、土地を整地後、農家住宅の離れを建築されます。雨水は敷地南側の水路への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入金とされます。

以上、農地法第4条第6項及び同法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、農家住宅の離れは4条申請者及び5条譲受人の連名で建築されることから、同時許可申請が必要となります。以上です。

議長 　4条調書、整理番号16番、5条調書、整理番号40番については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号6番伴です。

4条調書16番並びに5条調書の40番につきましてご説明をさせていただきます

ます。申請者より息子と同居するため、家では手狭になるから、この土地利用計画図の15ページを見ていただきますとわかるように、既存の住宅の横に息子の農家住宅離れを建てるということです。周りにつきましては道に囲まれ、なおかつ、柏木ふれあい運動公園の一角の中にある母屋と離れの田で、他の農地に及ぼす影響はないということでございます。先ほども事務局より説明がありましたように、息子の家ということで、親と息子、5条調書でいう譲受人の連名で、同時に上げておられます。以上です。

議 長 続いて、区域番号4番澤田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号4番澤田です。

申請のあった場所は、家とグラウンドの間であって、家の屋敷田のような感じで、他の農地に及ぼす影響はありません。ご審議よろしくをお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、4条調書、整理番号16番、5条調書、整理番号40番を、一括してお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、4条調書、整理番号16番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号16番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号40番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号40番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号17番、18番については、関連がございますので、一括審議といたします。なお、採決は個々に行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号17番と18番については関連があるため、一括してご説明申し上げます。参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画は18ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請者は、申請地を農家住宅及び太陽光発電施設とするため適地と判断されました。計画によりますと、土地を整地後農家住宅の建築、太陽光パネル96枚設置し22キロワット発電されます。雨水は、敷地内自然浸透排水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、農家住宅は昭和初期の建築物、また太陽光発電施設は平成26年4月26日に農地法許可を得ておられますが、平成28年に甲賀町神地区で集団和解方式による公図訂正が行われ、整理番号17と18番の地番が入れ違い、改めて農地法許可申請をされたものであります。また、整理番号18番は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第4項において準用する同法第9条第3項」の規定に基づく、再生可能エネルギー事業計画変更認定手続中であり、許可日は変更認定が通知された後の日付となります。以上です。

議 長 整理番号17番、18番については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番西田です。

17番、18番について説明をさせていただきます。神地区で公図調査、訂正がございました。11月12日に中本推進委員と現地確認を行い、申請者、区長立ち合いのもとに説明を受けました。これは昭和初期の公図ということで、いわゆる畑地と宅地が反対になっていた状態ということですので、認めざるを得ない案件であると判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号26番中本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号26番中本です。

整理番号17、18について補足説明いたします。参考図16ページの丸の位置が少しずれているように思います。申請地は、西田農業委員が説明されましたように、集落内にございまして、隣接した農地もなく土地改良事業には該当して

おりません。集落が進める農地利用最適化推進にも支障がございません。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号17番、18番を、一括してお伺いします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号17番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号17番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号18番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号18番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
なお、この許可については、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定」の通知日以降となります。
議案第20号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号40番については、先ほど審議を終えておりますので、整理番号41番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第21号、整理番号41番について、ご説明申しあげます。参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画は24ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を太陽光発電施設とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、土地を整地後、太陽光パネル250枚を設置し、49.9キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第4項において準用する同法第9条第3項」の規定に基づく、再生可能エネルギー事業計画変更認定手続中であり、許可日は変更認定が通知された後の日付となります。以上です。

議長 整理番号41番については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

5条調書、整理番号41番について、説明させていただきます。現地につきましては、11月10日に福野推進委員と同行し、確認いたしました。国道1号線、旧国道バイパス側面に位置する農地であり、現在畑という現況となっております。畑におきましては、茶畑でご利用されていたのが面影として残っておりますが、周辺は一面雑草が生い茂っており、現在も水稻をされている田んぼが一部ありますが、この農地につきましては、一応隣地の承諾を受けておられ、何ら影響はないものと考えられます。よって、この申請につきまして、目的等も妥当であり、許可相当と見受けられますので、ご承認よろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて区域番号9番福野推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号9番福野です。

整理番号41番について、補足説明します。申請地は、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がございません。ご審議よろしくをお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

- 議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号41番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 　【挙手全員】
- 議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号41番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
なお、この許可については、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定」の通知日以降となります。
- 議長 　続きまして、整理番号42番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 　整理番号42番について、ご説明申しあげます。参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画は27ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を太陽光発電施設とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、土地を整地後、太陽光パネル280枚を設置し、49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。
なお、申請地は令和2年8月17日に農地法第5条許可を得ましたが、法務局の公図訂正許可が下りなかったため、現況に合うよう分筆し、新たな地番を起こし、再度申請をされました。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第4項において準用する同法第9条第3項」の規定に基づく、再生可能エネルギー事業計画変更認定手続中であり、許可日は変更認定が通知された後の日付となります。以上です。
- 議長 　整理番号42番については、議席3番田畑委員、説明をお願いいたします。
- 担当農委 　議席番号3番田畑です。
ただいま上程されております、5条調書42番について、ただ今事務局より詳しく説明されましたとおりであります。担当農業委員として、説明と意見を申

しあげたいと存じます。本案件は、本年8月第1回の総会で承認議決されました。その後、譲受人が現況の形状に合わせて、公図修正を行うことを前提として、転用許可を取得しておりましたが、実際に公図修正を申請されたところ、修正許可が下りず事業を施行することが困難になったようです。公図修正ができないことを北土山字上神714番地の地権者と協議された結果、現況に合うよう分筆を行い、時効取得の手続きを進め、事業面積は8月総会の転用許可に提出された計画と同様の規模で、同意を得られました。土地の使用面積及び範囲と使用用途の太陽光発電事業には変更はありませんが、715番地の分筆後の地番である715-1と714の分筆後の地番である714-1の両筆を使用して事業を行われます。こうした経緯のため再申請をされたものであります。なお、分筆後、715-2は時効取得で所有権移転が行われます。以上、本案は前回と同様に地元改良組合長も同意され、隣接の土地にも悪影響を及ぼさないと考えます。加えて諸般の事業を鑑み、綾戸推進委員と協議した結果、許可相当と判断をいたしました。どうかよろしくご審議を賜り、私の意見といたします。以上です。

議 長 続いて区域番号17番綾戸推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号17番綾戸です。

地図上では申請地は田んぼで囲まれているように見えますが、すべて遊休農地扱いとなっており、近隣農地に迷惑をかけることもなく、許可相当と考えられることをご報告申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号42番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号42番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

なお、この許可については、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定」の通知日以降となります。

議 長 続きまして、整理番号43番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号43番について、ご説明申しあげます。参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画は30ページとなります。申請地は、都市計画区域外の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を西井水かんがい事業の記念碑及び庭園とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、土地を整地後、記念碑・庭園を設置されます。雨水は敷地内自然浸透排水及び北側の道路側溝により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号43番については、議席3番田畑委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

ただ今、事務局より詳しく説明されましたとおりであります。担当農業委員として、補足説明と意見を申し述べます。なお、意見は少々長くなると思いますがご容赦をいただきたいと存じます。

本案件は、先月の総会の3条申請、整理番号9番で申しあげましたとおり、譲受人の先祖である松山佐平治氏は、生涯を通じて農地の水利事業に貢献され、その功績を称え記念碑を建立されるものであります。ここで、松山佐平治氏の事業の沿革と功績を紹介させていただきます。江戸時代の初期より、かんがいの便が悪く、荒地が増え、これらを改良して水路を開くことは、土山地区の宿願であったようです。まず文政元年、1818年に田村川蟹ヶ坂より引水し、縦横幅1.2メートル延長750メートルの土山東井水を文政6年に竣工。また北平井水は、松尾川上流の青土浅ヶ窪に水門を設け、地下12メートルを掘り下げ、長さ1000メートル余りの隧道を造り、平地に出て東瀬音、平子を経て北土山西地区まで導水し、総延長2560メートルに及んでおります。そして土山南井水は、田村橋下流に水門を設け、約3000メートルの水路が施工され、文政12年、1829年に竣工されています。外にも市の瀬井水は、2300メートルで天保6年、1836年に竣工、青土井水は鮎河の三ノ瀬より4600メートルの導水路、文化7年、1818年に竣工しております。当時の受益面積も約110ヘクタールに及んでおります。松山佐平治氏は、今申しあげました全ての事業に指導、奨励の任にあたり、自らも実地の測量、特に資金調達には苦勞されたようです。土山宿で積み立てていた伝馬資金を充当したり、不足の金は年間、米二斗

の供出や、庄屋より低利子で借入する等、村の財政に重き負担をかけぬよう仕面工面され、水利事業を行われたことは、この事業の偉大な業績のみならず資金面における周到な計画性は敬服に値するものであります。そうしたことで、歴史に名を残す功績を後世に継承するため、顕彰碑を建立するものであります。なお、建立予定地は、導水路の一番長い北平井水の水門近くであり、この大西1008番を好んで取得されます。地元改良組合長も同意されております。また、10月10日、玉井推進委員と現地を確認し、協議した結果、許可相当と判断をいたしました。どうかよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、私の意見書とさせていただきます。以上です。

議 長 続いて区域番号18番玉井推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号18番玉井です。
田畑農業委員より詳細に渡る説明をいただきましたので、私から特にございませぬ。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号43番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号43番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号44番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号44番について、ご説明申し上げます。参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画は33ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、隣接する建築資材用倉庫使用に伴い、申請地を倉庫の駐車場とするため適地と判断し、申請されました。計

画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、土地を整地後、自動車・ダンプトラック等3台分の駐車場を整備されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号44番については、議席9番奥村委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

整理番号44番について説明をさせていただきます。11月4日に橋本推進委員と現地確認をいたしました。譲受人は自営業を営んでおり、作業場として購入物件を利用されます。そのため駐車場として購入されました。譲渡人は一人暮らしをされており、今後の管理に不安を感じ、売却されることとなりました。皆様どうかご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 続いて区域番号19番橋本推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号19番橋本です。

整理番号44番についての補足説明を行います。農地転用に伴う周辺への被害はないと考えられますし、また担い手や地域への農地集積集約にも影響がないと判断しておりますので、どうかよろしくお願ひします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号44番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号44番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

- 議 長 続きまして、整理番号45番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号45番について、ご説明申し上げます。参考図は34ページ、35ページ、土地利用計画は36ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地であります。
- 転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を工場増築のため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、土地を整地後、工場を建築されます。雨水は敷地内の水路から道路側溝への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金及び借入金とされます。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、転用区域内の法定外公共物は令和2年11月12日付けで払下げ決定が通知されています。以上です。
- 議 長 整理番号45番については、議席9番奥村委員、説明をお願いいたします。
- 担当農委 議席番号9番奥村です。
- 整理番号45番につきましては、前任の吉田農業委員が意見書を記入されていますが、私も申請書及び現地を確認いたしましたので、補足説明とさせていただきます。譲受人は、電子ケーブルやハーネスなどの電子部品を加工されております。今回、業務拡張並びにコロナ対策としての従業員作業スペース確保を目的に、工場を増築されます。また、業務の効率面から既存工場に隣接した申請地を選定されました。8月6日に橋本推進委員と現地を確認いたしました。転用はやむを得ないと判断しましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて区域番号19番橋本推進委員、補足説明をお願いいたします。
- 担当推委 区域番号19番橋本です。
- 整理番号45番につきましては、前任者から引き継いだ場所であり、以前から耕作はされておらず、農地転用に伴う周辺への被害はないと考えられ、また担い手や地域の農業、農地集積集約の影響がないと判断しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号45番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号45番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号46番については、**議案第22号「事業計画変更承認申請審議について」**、整理番号1番と関連がございますので、一括審議といたします。なお、採決は個々に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 まず、議案第22号について、ご説明申しあげます。議案書は14ページからとなります。これは農地転用の許可をした転用事業者が許可目的の変更を希望するなど、事業計画の変更について承認を行うものであります。

整理番号1番について、事業計画のご説明を申しあげます。参考図は58ページ、59ページ、土地利用計画は60ページとなります。

当初、計画者が隣接する住宅を購入し、申請地を進入路、駐車場、庭として利用するため、平成30年10月17日に農地法第5条許可をしました。しかし、駐車場は、自宅進入路に自動車を駐車することにより対応していたため、造成工事が先延ばしになっておりました。この間、令和元年の地域パトロール、また令和2年の地域パトロールでも転用されていない旨の報告をいただいています。今回、議案第21号、整理番号46番で、継承者が住宅を建築するため、当初計画者の自宅の隣である申請地が適していると判断されました。駐車場への転用が見込まれない中、一般住宅への転用で事業が継承されるならば、事業変更はやむを得ないと判断したところであります。事業計画変更に際し、地元関係者の同意は得られております。

続きまして、整理番号46番について、ご説明申し上げます。参考図は37ページ、38ページ、土地利用計画は39ページとなります。申請地は非線引都市計画区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、申請地を一般住宅とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、土地を整地後、一般住宅を建築されます。雨水は敷地西側の既設側溝により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えら

れます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また事業に要する資金は借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 事業計画の変更、整理番号1番及び、5条調書、整理番号46番については、議席9番奥村委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

議案第22号、整理番号1番と5条調書、整理番号46番、両方の説明をさせていただきます。申請者は、平成30年11月に隣接する住宅を購入し、進入路、駐車場、庭に転用される予定でしたが、駐車場のみ自宅進入路に自動車を駐車され、工事が先延ばしとなっております。今回、申請地に家族が住宅を建築されることから、駐車場から一般住宅への農地転用計画を変更されます。農地法上の手続きについて、事前に手続きがなされず、問題はありますが、一般住宅の建築により駐車場の転用遅延が解決できるならば、やむを得ないと判断いたしました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。なお、譲渡人は地域の行事に積極的に参加いただき、また新しい家族が増えるとのことで、地域としては歓迎しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号20番中村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 事業計画の変更、整理番号1番及び5条調書、整理番号46番について、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、事業計画の変更、整理番号1番及び5条調書、整理番号46番を、一括してお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、事業計画の変更、整理番号1番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、業計画の変更、整理番号1番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第22号については、以上であります。

議長 続きまして、5条調書、整理番号46番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号46番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号47番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号47番について、ご説明申しあげます。参考図は40ページ、41ページ、土地利用計画は42ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を太陽光発電施設とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、土地を整地後、太陽光パネル300枚を設置し49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第4項において準用する同法第9条第3項」の規定に基づく、再生可能エネルギー事業計画変更認定手続中であり、許可日は変更認定が通知された後の日付となります。以上です。

議長 整理番号47番については、議席1番緩利委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

5条調書、整理番号47番について説明をさせていただきます。申請地は和田で、今、登記では田となっておりますが、農地法が動く前に、もうすでに埋め立てられて畑として耕作を続けておられた方の土地とお伺いしております。現在の譲渡人は、年に一度、地元へ帰ってきて草刈をする管理をされておったところで

ございました。今回の太陽光に関しましては、軽い整地はされると思いますが、パイプ式で大きな工事ではないとお伺いしておりますので、畑になっておりますので、排水等で他の水田等に影響を及ぼすことのない今回の申請だと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて区域番号22番清水推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号22番清水です。

現場を確認させていただき、緩利農業委員の説明に対して補足説明はございません。ご審議のよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号47番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号47番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

なお、この許可については、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定」の通知日以降となります。

議 長 続きまして、整理番号48番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号48番について、ご説明申しあげます。参考図は43ページ、44ページ、土地利用計画は45ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を太陽光発電施設とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、土地を整地後、太陽光パネル252枚を設置し49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内に排水路を設置し、道路側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられま

す。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第4項において準用する同法第9条第3項」の規定に基づく、再生可能エネルギー事業計画変更認定手続中であり、許可日は変更認定が通知された後の日付で、加えて「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」と同時許可となります。以上です。

議 長 整理番号48番については、議席11番田村委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号11番田村です。

5条調書、整理番号48番について説明をいたします。11月上旬に申請者から転用計画の説明がございました。森地推進委員と現地確認を行っております。譲渡人はすでに離農されており、体調も含め、農業のできる状況ではありません。現況は不耕作地となっており、回復できる状況でもございません。周辺農地とは大分かけ離れた位置にございまして、影響を及ぼすことはないと判断できます。先ほど事務局から説明ありました「まちづくり条例」による計画に基づいて準備をされており、排水等の問題もないということから、許可相当であると判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて区域番号29番森地推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号29番森地です。

田村農業委員から、ご説明がありましたように、現在荒廃地にもなっておりますし、問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号48番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議長 挙手全員でございます。よって、整理番号48番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- なお、この許可については、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定」の通知日以降及び、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」と同時許可となります。
- 議長 続きまして、整理番号49番について審議いたします。
- 事務局 整理番号49番について、ご説明申しあげます。参考図は46ページ、47ページ、土地利用計画は48ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。
- 転用理由及び概要について説明します。譲受人は、隣接する家屋の進入路及び駐車場とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、土地を整地後、進入路及び自動車5台分の駐車場を整備されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。
- 議長 整理番号49番については、議席11番田村委員、説明をお願いいたします。
- 担当農委 議席番号11番田村です。
- 5条調書、整理番号49番について説明をいたします。11月5日に北林推進委員と現地確認をし、申請者から話を伺っております。譲渡人と譲受人は親子で、仕事も両親と一緒に自営業を営まれており、両親の家の離れに住居を建てることから申請をされています。畑ですが既に更地となっており、それについては申し訳ないと言っておられました。地域の人口減少が急速に進んでいる地域でもございます。若者が帰ってきてくれるのはありがたいと考えております。周辺農地に影響を及ぼすことはなく、許可相当と考えております。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 続いて区域番号30番北林推進委員、補足説明をお願いいたします。
- 担当推委 区域番号30番北林です。
- 整理番号49番について説明をさせていただきます。田村農業委員の説明のとおりです。集落が進める農地利用最適化推進化には支障はありません。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号49番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号49番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号50番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号50番について、ご説明申しあげます。参考図は49ページ、50ページ、土地利用計画は51ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

　転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を農業用倉庫とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、農業用倉庫を建築されます。雨水は周辺の水路への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

　以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　整理番号50番については、議席13番福井委員、説明をお願いいたします。

担当農委 　議席番号13番福井です。

　整理番号50番の甲南町杉谷の譲受人の申請の件で説明をさせていただきます。農地法第5条第1項の規定による許可申請審議についてですが、申請者の祖父が昭和61年に農業用倉庫を建築した土地について、今般、登記名義人が隣にお住まいの譲渡人であることがわかり、所有権の登記名義人である譲渡人は、登記名義を変えて欲しいとの意向であります。併せて、今般の農地転用の申請を行うことになりました。転用せず建築に至ったことを申し訳なく思っておられる話

を聞き、まずは平井推進委員と私で、譲受人と現地立ち会いのもと、9月15日に確認させてもらいました。現地は綺麗に整備されている状況であり、周辺に対する影響は特に問題ないことを確認いたしました。以上許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号33番平井推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 5条調書、整理番号50番について、双方とも昔に行ったことであり、納得して進めておられ、農地利用最適化推進も問題ないと判断いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号50番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号50番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号51番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号51番について、ご説明申し上げます。参考図は52ページ、53ページ、土地利用計画は54ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域外の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を一般住宅とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、土地を整地後、一般住宅を建築されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金及び借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号51番については、議席12番田井中委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

整理番号51番について、説明させていただきます。11月13日に鶴飼推進委員と私とで現地を確認し、申請者から転用理由を聞きました。現在、譲受人の奥様の実家に若夫婦と子どもさん、それから親とが同居されています。この度、手狭になってきたため、近くの住宅の敷地を探しておられました。その結果、お住まいの実家から少し離れたところに、住宅用地として適切な畑が見つかり、譲渡人との協議がまとまりました。この申請地は宅地の中の農地であり、また雨水排水は既設の水路に放流されます。住宅を新たに考えられるということは、定住されるということであり、人口減少が進むこの地域では好ましいことであると考えております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上です。

議長 続いて区域番号39番鶴飼推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号39番鶴飼です。

整理番号51番について補足説明します。申請地は、集落内の宅地に隣接した農地で、集落が進める農地利用最適化の推進には、支障がありません。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号51番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号51番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号52番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号52番について、ご説明申しあげます。参考図は55ページ、56ページ、土地利用計画は57ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域外の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を駐車場とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、整地後自動車4台分の駐車場を整備されます。雨水は敷地南側水路への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号52番については、議席12番田井中委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

整理番号52番について説明いたします。10月26日に大西推進委員と地域の農業組合長とで現場を確認し、申請人の代理人から転用理由の説明を受けました。転用理由としましては、今般、譲受人が15年ほど前から空き家になっている住宅で、56ページに申請地があるのですが、この場所、これは農地で駐車場になっているのですが、これよりも南に5軒ほど行ったところが、空き家になっています。この空き家を購入して再利用し、そこで住まわれるように、聞いております。住まいにするにしても駐車場がないので、この度、この申請地もあわせて購入し、駐車場とすると聞いております。申請地は、圃場の端にあり、また雨水排水についても側溝に放流していると思います。それで問題はないのですが、過去に無断転用で駐車場にされているということで、顛末書が出されております。本人も反省しておられ、やむを得ないのではないかと考えております。また最近、黄瀬地域ですけれども、空き家が数件目立ち始めて、このように空き家が再利用されることは、地域でとつてもありがたいことであると思います。以上、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて区域番号40番大西推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号40番大西です。

当該農地は圃場の南部の南端にあり、周辺の農地に対しての影響はないものと考えます。どうかよろしく審議の方お願いいたします。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号52番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号52番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第21号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、私の親族の案件があり、議事参与の制限にあたりますので、総会会議規則第7条第2項の規定により、西田副会長に議事の進行をお願いします。

臨時議長 　それでは、議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席9番奥村委員、議席19番北田委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

臨時議長 　事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第23号について、ご説明申しあげます。議案書は16ページからとなります。

　　今月の決定は65件で、借り手、貸し手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。17ページから18ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数61名、借り手は実人数11名、面積は215,300平方メートルとなります。また、借り手の農地台帳による経営状況は、40ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

臨時議長　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【異議なしの声】

臨時議長　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第23号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

臨時議長　挙手全員でございます。
よって、議案第23号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。
議案第23号については、以上であります。

臨時議長　奥村委員、北田委員の入室、着席を求めます。

臨時議長　これよりは、北田議長に議事の進行をお願いします。

議　　長　　改めまして、議事の進行をさせていただきます。
続きまして、議案第24号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第24号をご説明申しあげます。議案書は、41ページ、対象地は参考図の61ページから64ページとなります。

今回、土地の転用を目的として、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために、市に対して甲賀農業振興地域整備計画の変更申請が行われ、県との事前協議の結果、変更案が決定されていますが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第三条の2第1項の規定に基づき、変更案の確定前に、農業委員会の意見を聞くこととされています。今回の案件は2件で、土地の所在・面積・変更理由等につきましては、議案書のとおりでございます。内容は、自己用住宅が1件、雑種地への変更が1件であります。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 　　川村委員。

川村委員 　　議席番号15番川村です。
山林原野から雑種地に変更というのはたくさんあるのですが、雑種地にしたまままでおいておかれるのですか。

議 長 　　事務局。

事 務 局 　　こちらについては、変更後も雑種地のままと聞いております。

議 長 　　川村委員。

川村委員 　　雑種地となれば、農地法から外れるということですね。

議 長 　　事務局。

事 務 局 　　地目が雑種地であれば、農地法は適用されないこととなります。

議 長 　　よろしいか。

川村委員 　　はい。

議 長 　　田畑委員。

田畑委員 　　議席番号3番田畑です。
この雑種地は、市として今後何かに利用や開発するなど意図はあるのですか。

議 長 　　事務局。

事 務 局 　　こちらはもともと採草放牧地となっていたようです。今回、その用途となっていないことから、土地の所有者から市に対して、農用地の除外申請をされたところですが、今後の転用目的、事業目的等については、市として聞いていないとのことでした。

議 長 　　よろしいか。

田畑委員 はい。

議長 他にご質問等はございませんか。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第24号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手多数】**

議長 挙手多数でございます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決し、市へ「やむを得ない」旨の通知をします。

議案第24号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は44ページから、参考図は65ページから69ページとなります。

今月は、農地法第4条が1件、農地法第5条の届出が3件、農地法施行規則第29条の届出が1件です。以上です。

議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議長 ご質問等もございませんので、続きまして、**報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は47ページ、参考図は70ページとなります。

畑から畑へのかさ上げで、変更後は田畑として耕作されるという旨の届出が1件です。以上です。

議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議長 報告案件は以上です。特にご質問等もございませんので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議長 なお、推進委員の皆さんは、ここでご退席いただきますが、せっかくの機会ですので、ご意見がございましたらお伺いします。

議長 特にご質問等もございませんので、ここで一旦、休憩とします。再開は16時10分といたします。

議長 推進委員の皆さん、本日はありがとうございます。

【休憩】

議長 会議を再開します。

これより報告事項に入ります。

最初に、報告事項1「農業委員会制度検討委員会」について、小倉委員長が欠席ですので、瀧井副委員長、お願いします。

瀧井副委員長 ・第1回農業委員会制度検討委員会

議長 続いて、報告事項2「農業委員会活動方針作成委員会」について、寺田委員長、お願いします。

寺田委員長 ・第1回農業委員会活動方針作成委員会

議長 続いて、報告事項3「意見書検討委員会」について、西田委員長、お願いします。

西田委員長 ・第1回意見書検討委員会

議長 続いて、報告事項4「下限面積検討委員会」について、伴委員長、お願いします。

伴委員長 ・第2回下限面積検討委員会

議長 続いて、報告事項5「県女性農業者交流会」について、今井委員、お願いします。

今井委員 ・県女性農業者交流会

議長 続いて、報告事項6「農地の集約化に向けた勉強会」について、保井委員、お願いします。

保井委員 ・農地の集約化に向けた勉強会

議長 続いて、報告事項7「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局 先ほどの議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、議案書39ページ、64番の右から3つ目の設定する利用権の借賃10アールあたりが41万円となっていますが、10万円の誤りです。議案書の訂正をお願いします。

事務局 ・農地法第18条第6項報告及び利用権期間満了報告
・経過と予定
・第3回地域ブロック会議の概要
・農地利用意向調査の配布
・委員パトロール（10月）報告
・農業委員会法改正5年後調査
・農地法許可申請にかかる意見書の審査期間

議長 報告事項は以上です。
ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いします。

議長 田畑委員。

田畑委員 質問ではないのですが、皆さんにお話ししたいことがあります。
地域は土山町山女原というところです。農家戸数が18戸、従事農家が3戸という本当に山村の最たるところです。ここには筒井勇雄さんという方がおられ、甲賀市農業委員会で2期お勤めをいただいた元農業委員さんです。現職の時から地域の荒廃地が増えていくことを心配され、何か活性化にいいものがないか、もちろん山間部ですので、獣害に強い作物がないだろうかと思案されたところ、クルミがよいのではないかと、東近江の業者の方から持ちかけられ、それを試作されました。6、7年前から始められたのですが、やっと今収穫ができる状況になってきました。このクルミは、ほとんどが和菓子に使われるようです。非常に業者からも評価を得られております。

わが甲賀市においても、荒廃地がやっぱり増えていく、そういったことのいわゆる再生にも、かなり効果があるようでございます。今後私達は、農業委員会の

中でこういった研修の場が必要になると思います。そうしたことで、ひとつ勉強しようではないかならば、事務局を通して連絡していただきます。その点またよろしく願い申しあげ、概略だけ説明をさせていただきます。詳しいことや不明な点がございましたら、ご一報いただければ、説明をさせていただきますと思います。以上です。

議 長 他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申しあげます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。